

少年に再犯強いる実名報道

マスコミに公表しちゃうと、だれも刑事裁判官にならなくなっちゃうんです。名前が出ちゃうと出世できなくなるからです。でも私は何度か厳重注意処分で公表されています。裁判所当局とケンカ状態になつていましたから。

私は裁判所当局にケンカを売られました。私は一般私人の立場で、裁判官と名乗らずに上半身裸の写真をSNSに載せていたということで厳重注意になったんですが、法廷で脱いだわけでもないし、裁判官と名乗ってもない。厳重注意は公表しないっていうルールがありましたが、読売新聞がそれを載せたんです。

その後、今度はある刑事事件の判決について私がSNSに載せたんです。こういう判決がありました。でもそれは処分を受けるような話ではなく、いったん沈静化したんです。けれどもある日、東京高裁の事務局長に呼ばれまして「岡口君、あした新聞に出るからね」と言われ、次の日に新聞に出ました。岡口裁判官が刑事判決を載せたやつだから裁判所は厳重注意を検討せざるを得ない状況になつています。また読売新聞でした。

単に刑事判決を載せたただけだから、そんなに厳重注意処分にしてもいいのかもしれない。東京高裁は感觸を見ていたと思うんです。読売に報道させて、世間がどう見るかというのを、アドバルーン的に書かせたんだと思うんです。すると、世間は何も言わないわけですよ。むしろ「被害者が意は当然でしょ」「被害者がかわいそうでしょ」「みたいない

反応で、その2ヶ月後ぐらいに厳重注意処分になりました。

リーク

分限裁判にかけられたことあります。これは私がSNSで、ある民事事件を紹介したついでにだけなんです。犬の所有権をめぐる争いが新聞のネット記事になつていたので、私がリンクを貼つただけなんです。なのにケンカラッ、分限裁判にかけられて、言われて、最高裁の会議室みたいなところに呼ばれました。マスコミを締め出して非公開で、裁判は1回で終わりました。

決定がいつ出るのかなと

権力監視のジャーナリズムを

野氏 浅野 氏が1984年に第一作『犯罪報道の犯罪』(学陽書房)を出版し、企業メデイアによる報道被害者の救済を訴えたところ、当時の報道界(労働使)は我々を報道被害者、犯罪者扱いするのだからと猛反発した。私は同書で、「ペンを執つたお巡りさん」「カメラを持ったお巡りさん」を止め、権力監視の取材・報道をしようとして訴え、官憲の広報に依存する実名報道主義から、北欧式の匿名報道主義(公人の職務上の嫌疑は顕名)への転換、報道界で統一した倫理綱領を制定し、報道評議会を設置し、報道改革を提言した。

日本弁護士連合会、法曹界、学界なども犯罪報道の改革を求めた。85年7月には報道

思つていたら、2ヶ月ぐらいして不思議なことが起きました。読売新聞が、こういう決定になりそうですって出したんです。決定は出てないのに、なんで読売新聞は知ってるの?と思いました。理由まで出ています。最高裁が読売にリークしたんです。その後、1週間ぐらいして決定が出ました。読売が書いていた通りの理由でした。私が分限裁判で戒告になったついでに、これは本当にまずいことです。私は何としてもこれを歴史に残しておかなきゃいけないと思いました。そうしたら岩波書店の方から声をかけてくれました。『最高裁に告ぐ』という本を書いたんです。マスコミと公権力の関係を考える一つの資料として、お読み

いただきたいと思います。最後に実名報道の話をして終わりにします。実名報道は、いろんな意味でまずいんです。特に少年です。少年事件では、ものすごく時間をかけて少年を更生させるんです。保護観察という処分にして、調査官が付きつきりで見ると、ちゃんと就職先まで探してあげるんです。いろいろ教えて自立できるようにして、裁判官が「ああこの子は大丈夫だ」と判断したら最後、保護観察とかを終わりにする、そういうふうにものごく丁寧にやるんです。

うと、終わりですよ、その人の人生。もう立ち直れなくなるから、結局、犯罪して生きていくしかなくなります。犯罪者が再犯を繰り返すだけの話になります。社会として、一人でも犯罪者を減らしたいんだつたら、裁判所が更生させる、その方がいいに決まってるじゃないですか。

再犯率は今、非常に高くて、みんな立ち直れないわけです。今、ネットとかで身バレしちゃう時代ですから。実名報道されたら、それで終わります。実務をやっていた人間として、実名報道には、大きな問題があると思います。少年はきつちり更生させることが大事です。一応、裁判所は頑張っているんですが、マスコミの問題つてとても大きいんです。

産み出す共犯者となつて、問題には、報道界全体での取り組みができないとしながら、「市民からの記者への攻撃」には業界の労使挙げて対応する。悪質な二重基準だ。

一般刑事事件では、まったくの私人である被疑者・被告人は実名報道され、逮捕を免れ書類送検で済まされた警察官の職務上の刑法違反は匿名で報道される。テレビでは、普通の市民が逮捕された場合、送検時の被疑者の顔が放送される。しかし、警察官の連行シーンをテレビで見たことがない。捜査当局は「書類送検の場合は匿名広報」という報道ガイドラインを悪用して、裏金の自民党議員らを逮捕せず書類送検で済ませている。

報道界(労働使)は、被疑者・被害者の名前は単なる記号ではなくその人が生きた証「権力監視のため実名は不可欠」などと主張し、「微罪でも実名」「少年も凶悪事件では実名」という流れが強まり、今日に至っている。

二重基準

凶悪事件は少年でも実名という議論が起きた。報道界は改正少年法(2022年4月1日施行)で、18歳から19歳の「特定少年」被告人の「起訴後の実名報道が可能になった」というウソをばらまき、東京新聞、河北新報、琉球新報を除く新聞・テレビは「検察当局が特定少年の氏名公表に踏み切った」として、事件当時18歳と19歳の「特定少年」を実名報道している。

最近も袴田巖さんの再審無罪や大川原化工機事件での違法捜査を断じた民事裁判判決の確定があった。人報連も報道検証などで支援に取り組んできた福井中学生事件の冤罪被害者・前川彰司さんの再審裁判は7月18日、名古屋高裁金沢支部で判決の言い渡しに予定されている(同日、無罪判決が言い渡された)。

ところが、捜査段階で警察・検察の記者クラブでの広報を垂れ流した起訴前報道を検証

人報連結成から40年後の今年6月5日、日本新聞協会が交流サイト(SNS)を中心として、報道機関の記者が根拠なく誹謗中傷されたり、プライバシーが侵害されたりする例が増えているとして、記者等への人権侵害行為には厳正に対処していく」とする声明を発表した。

新聞労連も6月の中央執行委員会でも、選挙取材をする記者に対する攻撃に対し、全国の仲間と連携し、問題が起きた際には記者を守る行動を取っていく」と呼び掛けた。

新聞協会・新聞労連の構成メンバーである大手報道機関の記者たちは、犯罪報道で被疑者の人権を侵害し、冤罪を